

前橋市歴史的風致維持向上計画（素案）に関する
パブリックコメント実施結果について

都市計画課

1 意見募集期間

令和4年6月20日（月）から令和4年7月19日（火）まで

2 意見提出状況

(1) 意見提出者数：3人

(2) 意見提出件数：8件

(3) 意見の内訳

No.	項目	件数（件）
①	計画書に関する意見	3
②	前橋の歴史に関する意見	3
③	具体的事業に関する意見	2
合計		8

3 意見及び市の考え方の公表

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見を一部要約しています。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

① 計画書に関する意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する市の考え方
1	良くまとめられているが、誰に読んでもらうことを想定しているのかわかりにくい。行政資料にとどまるのか、広く一般の方が読むことを対象にしているのか。	本編は、法が規定する項目を網羅するため文量が多く、行政資料の扱いとなりますが、概要版は図表を多く用いて分かりやすい形に編集してありますので、多くの方々に読んでいただきたいと考えています。
2	今回の計画内容をより多くの人を知ることができるよう、広報まえばしだけでなく、より多くの媒体で周知していくことが「前橋の誇り」を取り戻す大きなチャンスだと思う。	計画策定後には、本編・概要版の配布はもとより、ホームページやフェイスブックなどで周知するほか、歴史まちづくりシンポジウムなどの機会を設けて、広く発信してまいります。
3	計画書に記載されている歴史的建造物について、地理的な感覚がつかめるような記述があると興味が深まる。神社仏閣であれば住所を記載しても大丈夫ではないか。	本計画書では、建造物については町名まで記載するルールとなっております。詳細な所在地については、各所が発行する観光マップ・ガイドマップなどに掲載していただけるよう、調整を図ってまいります。

② 前橋の歴史に関する意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する市の考え方
1	第2章に安井与左衛門の記載がなく残念だ。前橋に骨をうずめる覚悟で開墾に尽力され、石高を上げた方である。	第2章は、法が規定する歴史的風致の定義に合致する項目しか記載することができませんので、本市の通史をまとめた第1章の「3 歴史的環境」の中に、安井与左衛門に関する記述があります。
2	焼きまんじゅうの記述箇所が宮内文作の名前が出てきたのは驚きであった。長昌寺、宮内文作の墓、日本キリスト教団前橋教会に加えて、片原饅頭も関連していることが分かった。	宮内文作は、本市の社会福祉の歴史上、重要な人物の一人ですが、本計画書では「片原饅頭の発案者」の側面から記述いたしました。

3	<p>前橋は、中世から近世は利根川の治水の歴史、近代は蚕糸の歴史であることがよく理解できた。自分の先祖が大和守松平氏の家臣として前橋に移住したことや、弟がグンゼに就職したことも何かの縁であると感じる。</p>	<p>本市の歴史を身近なものに感じていただくことは、多くの方々に歴史まちづくりに参画していただく第一歩となります。これからもぜひ、本市の歴史に対する興味を深めていただければ幸いです。</p>
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 具体的事業に関する意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する市の考え方
1	<p>駅前に観光案内の地図があるが、龍海院の「酒井家墓所」の案内もほしい。こうしたことを通じて、子供たちに郷土愛を持たせることが重要と考える。</p>	<p>酒井氏歴代墓地については、第6章の中で具体的事業として位置付けており、その希少性や歴史性について再度の価値付けを行う中で、墓地の周知・発信方法についても検討してまいります。</p>
2	<p>平和資料館が市民文化会館に設置されると聞いているが、前橋の歴史資料館を考えるべき。</p>	<p>歴史資料館を要望する声は、かねてより多く寄せられていたため、本計画書では、第6章の「前橋公園内歴史的拠点創出事業」において、歴史資料館機能を柱とする拠点の創出を検討してまいります。</p>